

農業所得収支作成会の開催について

市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

農業所得は全ての方が収支計算（収入から経費を差し引く方式）で申告することが必要です。JAの申告支援システムや昨年の申告の際の収支内訳書などを参考に、ご自分で収支内訳書を作成して確定申告や住民税申告の際に提出をお願いします。

なお、下記のとおり作成会を開催しますので、ご自分で作成が困難な方は該当する日においでください。その際、JAの申告支援システムや農協の通帳など、農業所得の計算に参考となる資料を必ずご持参ください。

日程および会場等

※会場はかなりの混雑が予想されますので、ご自分で作成することが困難な方のみお出でください。

		両津地区		相川地区	国中地区	南部地区
1 月	17日	木	佐渡島開発総合センター 2階 会議室	相川支所 2階 第1応接室	市役所本庁会議室棟 第2会議室	赤泊総合文化会館 2階 和室小研修室
	18日	金				
	23日	水				
	24日	木				
	25日	金				
	28日	月				
	29日	火				
	30日	水				
2 月	31日	木	海府連絡所 岩首連絡所			羽茂支所 3階 第2会議室
	1日	金				
	4日	月				
	5日	火				
	6日	水				

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時（※両津地区の海府、岩首連絡所は午前9時受付開始です。）

対象者 初めて農業所得の収支内訳書を作成する方、ご自分で農業所得の収支内訳書を作成することが困難な方

持参するもの ○農業収入額等のわかるもの（通帳、補助金の内訳書等）※通帳は平成24年1月1日～12月31日まで記帳してお持ちください。○経費の明細がわかるもの（農薬、肥料等の領収書等）○農業機械等の取得費、取得日がわかるもの（販売証明書、領収書等）○電卓、筆記用具、印鑑等○JA農業所得申告支援システムの打ち出し（封筒に入っていたものすべてお持ちください。）※JA農業所得申告支援システムの送付は、1月23日頃までに送付される予定ですので、それが届いてから申告してください。

平成25年度(平成24年分)市・県民税申告相談のご案内

市役所税務課 市民税係 ☎63-5110

2月18日(月)から3月15日(金)までの間、市役所本庁・支所等を会場に申告相談を予定しています。昨年度と申告相談の日程・会場に変更がありますので、お間違いないようお願いします。

常設申告相談会場

期 間 2月18日(月)～3月15日(金)（土・日を除く。）

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

会 場 ○アミューズメント佐渡 1階 はまなすホール（全地区・国中地区統一会場）
○佐渡島開発総合センター 2階 会議室（両津地区会場）
○佐渡市役所相川支所 2階 第1応接室（相川地区会場）

臨時申告相談会場 ※地区割については後日お示しします。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

会場・期間

- トキのむら元気館 1階 第2・3会議室 2月18日(月)～2月22日(金)
- 佐渡市役所畑野行政サービスセンター 3階 大会議室 2月25日(月)～3月1日(金)
- 佐渡市役所真野行政サービスセンター 3階 大会議室 3月4日(月)～3月8日(金)
- 佐渡市役所本庁会議室棟 1階 第2会議室 3月11日(月)～3月15日(金)
- 赤泊総合文化会館 2階 第2会議室 2月18日(月)～2月22日(金)
- 小木地区公民館 1階 第2会議室 2月25日(月)～3月4日(月)（土・日を除く。）
- 佐渡市役所羽茂支所 3階 第2会議室 3月5日(火)～3月15日(金)（土・日を除く。）

- ・臨時申告相談会場については、上記期間外は申告相談ができませんのであらかじめご了承ください。
- ・作成済の申告書の受付は期間中常時行っています。
- ・期間中、各会場共に大変混みあう場合があります。時間に余裕を持ってお越しください。なお、給与収入や年金収入のみの方、農業や小作料等の収支内訳書を作成済みの方は、優先的に申告の受け付けをさせていただきます。
- ・土地・建物・株式等の譲渡所得のある方、住宅ローン控除を受ける初年度の方、青色申告の方および消費税申告の方は、アミューズメント佐渡会場の税務署受付で申告をお願いします。

